

第2期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第1回）

1 日時

平成28年11月28日（水） 午後6時から午後8時30分まで

2 場所

東京都庁第二本庁舎 10階 210・211会議室

3 出席者

有村委員長、藤平委員長職務代理者、坂田（仰）委員（遅刻）、林委員、坂田（篤）委員、笠原委員、鈴木委員、横井委員、相川委員、木原委員（10人） ※ 欠席なし

4 事務局参加者

中井教育長（挨拶後退席）、出張指導部長、冠木指導部指導企画課長、大和指导部義務教育指導課長、伏見指導部特別支援教育指導課長、秋田総務部企画担当課長、月山教育相談センター次長、小寺指導部主任指導主事〔生徒指導担当〕、志村教職員研修センター研修部教育開発課統括指導主事

5 傍聴者

0人

6 報道機関

取材 2社

7 審議内容

- （1）「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果から見られる取組の現状と課題について
- （2）「いじめ総合対策【第2次】（案）」に示された取組の徹底について
- （3）東京都いじめ防止対策推進条例第11条第4項に規定する調査について

8 審議記録

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

本日、進行を務めさせていただきます、東京都教育庁指導部主任指導主事の小寺と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

現時点で、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員10人のうち9人に御出席いただいております。坂田仰委員につきましては、遅れて参加される旨の連絡をいただいております。

それでは、ただいまから東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の第1回会議を開会いたします。本対策委員会規則第3条2項によりますと、対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱すると規定されております。本来であれば、委員皆様に直接委嘱状又は発令通知を交付すべきところでございますが、各委員の皆様には既に御自宅等にこれを郵送させていただいておりますので、これをもって交付に代えさせていただきます。

それでは、ここで東京都教育委員会を代表して、中井敬三教育長より御挨拶を申し上げます。

【中井教育長】

東京都教育委員会教育長の中井でございます。

本日は、委員の皆様方、大変公私ともにお忙しい中、本会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日頃から東京都教育委員会の事業につきましていろいろな面で御指導いただき、又はお世話になっておりますこと、改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

いじめ防止対策推進法の施行から既に3年余りが過ぎました。そして、東京都いじめ防止対策推進条例の制定からも、既に2年余りが過ぎたところでございます。この間、東京都内の全ての学校において、いじめ総合対策を踏まえた組織的な対応が行われてきました。

このいじめ問題対策委員会、今回は2期目でございますが、第1期目におきましては、平成26年10月以降11回の審議を重ねていただきまして、本年7月には最終答申の形で報告を頂いたところでございます。その中で、この間の取組につきまして、各学校での組織体制の確立、スクールカウンセラーによる児童・生徒への全員面接などの実施について一定の評価を頂きました。その一方で、各学校でのいじめの認知の度合いというものにも、大きな差があり、その背景には、いじめの定義の認識にもかなりの差があるのではないかとようなところも指摘をされているところでございます。また、いじめを解決していくためには、教員だけの力では十分ではない、学校だけでも十分とは言えない、保護者、地域、そして関係機関を含めた社会全体としての連携、取組が必要であるということ、子供自身がいじめに対して自ら考え、自分たちで行動するといった側面が今後の課題であるということなどについても御指摘を頂きました。

私どもといたしましては、現在の都内の学校の状況を踏まえた新たな取組をしていく必要があると考えております。とりわけ今、被災地から避難しておられる方のお子さんたちが、いじめを受けていたという報道がされております。こういった事実を目の当たりにするにつけ、我々の取組というのは、まだまだ十分ではなく、今後も更なる取組をしていかなければならないと痛感しております。そのためには、どの学校でも、どの子供でも、いじめを受けることがあるということを、一つ一つの学校、一人一人の教員が認識を深めて、日々の取組を強化していくということが必要と思っております。

つきましては、これからの2年間、各委員の皆様方には、専門的な立場からの御意見を頂き、新たな「いじめ総合対策」に示される予定の学校の取組の進捗状況を、厳しい目で御検証願いたいと思っております。いじめ問題の解決のためには、日々の努力とたゆまぬ継続が、何より大切でございますので、今後とも委員の皆様方のお力を賜りますようお願いを申し上げ、本日の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

教育長につきましては、他の対応のため、ここで退席をさせていただきます。

【中井教育長】

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

（教育長退席）

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

次に、本対策委員会の委員の紹介でございます。資料の1、次第の一つ下でございますが、この委員名簿に掲載させていただいている順で、お一人ずつ簡潔に自己紹介の形でお願ひをしたいと存じます。

それでは、はじめに有村委員から、どうぞよろしくお願ひいたします。

【有村委員長】

東京聖栄大学に勤務しております有村でございます。教育学を専門にしております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

【藤平委員長職務代理者】

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター、藤平敦と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【林委員】

東京学芸大学教育学部准教授をしております、林尚示と申します。生徒指導論と特別活動論を担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【坂田（篤）委員】

区市町村教育委員会という区分から、清瀬市教育委員会の教育長の坂田でございます。よろしくお願ひいたします。

【笠原委員】

医療ということで、駒木野病院という高尾の麓にある精神科の病院で勤務しております、児童精神科医の笠原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【鈴木委員】

臨床心理士、鈴木眞理と申します。普段は、学校の方でもお仕事をいろいろとさせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【横井委員】

上智大学非常勤講師の横井葉子と申します。首都圏の複数の自治体で、スクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーをしております。どうぞよろしくお願いいたします。

【相川委員】

弁護士相川の相川裕と申します。東京弁護士会の子供の人権と少年法に関する特別委員会、それから日弁連の子供の権利委員会の委員をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【木原委員】

警視庁の木原と申します。少年育成課で少年の健全育成に関する諸対策を担当しております。よろしくお願いいたします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございました。

次に、事務局職員を紹介いたします。東京都教育庁指導部長、出張吉訓でございます。

指導部指導企画課長、冠木健でございます。

同義務教育指導課長、大和義行でございます。

同特別支援教育指導課長、伏見明でございます。

総務部企画担当課長、秋田一樹でございます。

東京都教育相談センター次長、月山良明でございます。

東京都教職員研修センター研修部教育開発課統括指導主事、志村安でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本委員会規則について、事務局より御説明をいたします。

【事務局（冠木指導企画課長）】

それでは、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則、資料の2番になりますので、お開きいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

第1条の趣旨でございますが、この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例に基づき、本対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条の所掌事項につきましては、3点ございます。1点目は、当教育委員会の諮問に応じ、都や区市町村の教育委員会、公立学校におけるいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申すること。2点目は、いじめの防止等のための対策の推進について必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べるができること。3点目は、都立学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を都教育委員会に報告することとしてございます。

第3条の組織については、本対策委員会は、学識を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される10人以内をもって組織すること。委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱することとしてございます。

第4条の委員の任期につきましては2年となっており、第2期の委員の先生の皆様におかれましては、平成28年8月1日から平成30年7月31日までとしてございます。

第5条の委員長につきましては、対策委員会に委員長を置き、委員の互選によって定めること。委員長は対策委員会を代表し、会務を総理すること。委員長に事故があるときなどは、あらかじめ委員長の指名するものが、その職務を代理することとしてございます。

第6条の会議及び議事についてでございますが、対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと。対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決すること。都立学校において発生した重大事態の調査を行う場合の会議は、出席委員の過半数の議決により、全部又は一部を公開しないことができるとしております。

第7条の意見聴取等につきましては、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者から意見を聴取することができるとしております。

第8条専門調査員については、専門事項を調査させるために必要なときは、専門調査員を置くことができるとしております。

第9条の調査部会については、重大事態の調査に当たり必要なときは、対策委員会に調査部会を置くことができること、調査部会は、利害関係を有する委員以外の委員や、専門調査員3人以上で組織すること、

部会長を置くことなどとしております。

第10条の秘密の保持については、委員等は職務等知り得た秘密を漏らしてはならないことなどとしております。

第11条の庶務については、東京都教育庁において処理することとしています。

以上、雑駁でございますが、本協議会規則についての説明は、以上のとおりでございます。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

次に、ただいま御説明申し上げました規則に基づき、委員長を選出していただきたいと存じます。どなたか立候補される方は、いらっしゃいますでしょうか。

（なし）

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

いらっしゃらないようでございますので、どなたかを御推薦いただきたいと存じます。いかがでございましょうか。

【林委員】

はい。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

では林委員、お願いいたします。

【林委員】

推薦させていただきます。学校教育に造詣が深く、いじめ問題をはじめ、子供の健全育成・教育相談の専門家である有村久春委員は、第1期の本委員会の委員長でいらっしゃったので、引き続き有村委員に委員長をお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

ただいま、林委員から有村委員を委員長に推薦したいという御発言がございました。

皆様にお諮りいたします。有村委員を、本対策委員会の委員長に選出することについて、御異議はございますでしょうか。なければ、拍手をもって御承認いただければと存じます。

（拍手）

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

それでは、委員の皆様のお承が頂けましたので、有村久春委員を本委員会の委員長として御選出されたということで、よろしくお祈りをいたします。それでは、有村委員には、委員長の席に御移動くださいますようお願いいたします。

早速でございますが、有村委員長から御挨拶を頂きたいと存じます。

【有村委員長】

失礼いたします。委員長に、今、皆様の意を得て御推挙いただきました。これまでも委員長を務めさせていただきましたが、十分なことはできませんけど、皆さんのお力を借りながら議事を進めてまいりたいと思っております。

先ほど教育長からもお話がありましたけれども、いじめを未然に防ぐ、いじめの予防ということに、私どもの使命がかかっておりますので、それに向けて努力をしてまいりたいと思っております。不十分ではございますけど、皆様の御協力を得たいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

続きまして、規則に基づき、委員長より委員長の職務を代理する者一人を御指名いただきたいと存じます。委員長、よろしくお祈りをいたします。

【有村委員長】

それでは、規則に基づきまして委員長の職務代理者を指名させていただければと思っております。委員長の職務代理者として、文部科学省の立場で児童・生徒の健全育成にわたって研究しております、藤平敦委員を指名させていただきたいと思っております。よろしくお祈りをいたします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

ただいま委員長から、職務代理人として藤平委員が指名されました。それでは、藤平委員には職務代理人の席の方に御移動いただきますよう、お願いいたします。

それでは、藤平委員長職務代理人から御挨拶を頂きたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

【藤平委員長職務代理人】

改めまして、藤平でございます。委員の皆様の中には、諸先輩の方々がたくさんいらっしゃいますが、御指名ですので、お引き受けさせていただきます。私にできることは、有村委員長の補佐として、この会が円滑に、かつ、適切に進むようにすることであると思っております。微力ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、有村委員長にお願いいたします。

【有村委員長】

ありがとうございます。それでは、これより議事を行いたいと思います。皆様には、進行について御協力をお願いいたします。

はじめに、東京都教育委員会から、私どもへの諮問事項の伝達をお願いいたします。指導部長、よろしくお願ひいたします。

【事務局（出張指導部長）】

東京都いじめ防止対策推進条例第11条第2項の規定に基づきまして、下記の事項について諮問いたします。

「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証・評価及びいじめの防止等の対策を、一層推進するための方策について」でございます。平成28年11月28日、東京都教育委員会
どうぞよろしくお願ひいたします。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、東京都教育委員会指導部長から諮問事項を承ったところでございます。これから、およそ答申までの2年間にかけて審議を進めてまいりたいと思っております。委員の皆様、改めてよろしくお願ひいたします。

それでは早速、事務局から3点について、続けて説明をお願いしたいと思っております。最初に、東京都におけるいじめ防止等の対策について、その概要について冠木課長でよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

【事務局（冠木指導企画課長）】

それでは、資料2、東京都におけるいじめ防止等の対策という冊子の81ページを開けていただいて、このページを基に、概要を説明させていただきたいと思っております。

御案内のとおり、平成25年9月から、いじめ防止対策推進法が施行されておりました。東京都はこの法の趣旨を踏まえて、いじめ防止等の対策を実施していくための条例を制定、平成26年6月に制定したところでございます。資料の左側が推進法、それから真ん中が条例、それから右側が、それに基づいて教育委員会、学校等が進めていく基本方針というふうになってございます。

条例の規定の考え方につきましては、国が法に示している努力義務とか、できる規程につきましては、都として積極的に条例化をしているところでございます。それから法の中で義務としている部分については、これについては法をそのまま準用する、法をそのまま運用するという考えで、条例には規定をせず、いきなり右側の基本方針にきちんと定めて、法をそのまま運用していこうという考え方で、この東京都のいじめ防止対策推進条例はできてございます。

次の82ページを御覧いただきたいと思っております。左側に法律の規定を、右側に条例の規定を載せております。全部で13条構成となっております。法の第1条から第9条につきましては、右側のいじめ防止対策推進条例の方に、基本的には法の横引きになってございます。

第9条につきましては、東京都いじめ防止対策推進基本方針として策定することを規定しております。第10条にあります連絡協議会につきましては、第2期の連絡協議会、本日午前中に第1回を開催したところでございます。第11条が、今日お集まりいただいている皆様方をお願いをしている、いじめ問題対策委員会の規定となっております。第12条につきましては、これは知事が必要と認めるときに、重大事態等の再調査を行うための組織として設置できるという規定になってございまして、これは、第12条は知事が必要と認めるときに設置するものでございます。

それでは、資料の96ページにお進みください。

「東京都教育委員会いじめ総合対策」につきましては、公立学校、私立学校を対象とした、いじめ防止対策推進条例と同じ日の平成26年7月に策定したものでございまして、これまで2年以上にわたって公立学校では、このいじめ総合対策を踏まえて具体的な取組を進めてきたところでございます。左下の概要とございますが、この大きな四つのポイントを基本といたしまして、右側でございます未然防止、早期発見、早期対応、重大事態の対処というところで、具体的な取組を展開してきたところでございます。

それでは、48ページにお戻りいただきます。未然防止の段階について、いろいろな取組について書かせていただいているところでございます。特に、48ページの真ん中より少し下のところに、「エ 学校サポートチームの全校設置」というのがございます。この組織につきましては、児童生徒への問題行動への対応について、保護者や地域住民、関係機関と迅速に、かつ適切に連携協力するために、平成21年度から全ての公立中学校、平成22年度から全ての公立小学校、そして平成26年度から全ての都立学校に設置しているところでございます。

それでは続きまして、49ページの右上にございます研修につきましては、各校で校内研修を年間3回実施するという事です。今日、別冊でいじめ防止教育プログラムを資料として提供させていただきますが、こういった資料を活用して研修を行っているところでございます。

それから、同じ49ページの真ん中の少し上のところにあると思いますが、いじめに関する授業につきましても年間3回以上、これもいじめ防止教育プログラムの中に様々な事例を提供いたしまして各学校に周知し、授業に取り組んでいただいているところでございます。

それから、同じ49ページ下のところの、弁護士等を活用した法教育の実施です。これは子供たちがいじめについて深く考え、いじめは絶対許されないことを自覚できるようにするため、法教育の視点から弁護士さんたちの知見から学ばせていただく機会として、授業を展開するものがございます。

50ページのエには、いじめ防止カードの作成・配布などの取組を行っているところでございます。

51ページには早期発見、56ページからは早期対応、それから59ページからは、重大事態への対処というような形で、先ほど御覧いただいた四つの段階に沿って、こういった取組を学校が展開をしているところでございます。

それでは、45ページの一番下のところを御覧ください。平成28年度に専門家会議を開催し、評価、見直しを行うという記載があると思います。ここに書いてある専門家会議というのが、第1期のいじめ問題対策委員会でございます。

この委員会からは、昨年12月10日付で中間答申を、本年7月28日付で最終答申をいただきました。いずれも委員の皆様の上に資料として置かせていただいております。

以上で簡単ではございますが、東京都におけるいじめ防止等の対策の概要について説明をさせていただきました。

【有村委員長】

続きまして、平成28年度の認知件数の調査についての結果についても、引き続き御説明をお願いできればと思います。

【事務局（冠木指導企画課長）】

それでは、資料の5番と6番ですが、カラー刷りになっている資料6「平成28年度東京都公立学校におけるいじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」という資料を見て頂きたいと思います。

この調査の対象期間は、本年4月1日から6月30日までの3か月間。対象は、都内の公立学校でございます。簡単にグラフの状況を御案内いたします。まず、左上の認知件数でございますけれども、3年間のいじめの認知件数の推移が載っていると思います。校種ごとの認知件数の合計を学校数で割って、更に3か月の調査でございますので3で割りまして、1校当たり1か月間の平均認知数に換算したものでございます。

傾向を見ていただきますと、平成27年度までの認知件数は下がってきているんですが、平成28年度については少し増加しています。本年4月以降、都教育委員会として教職員が「いじめ」の定義を正しく理解して、軽微ないじめでも見逃さないようにすることの重要性について啓発したところがございます。そういった状況もございまして、軽微ないじめをしっかりと見ていくというところで、認知件数も少し上がってきていると思っております。これについては、引き続き軽微ないじめをきちんと把握することによって、重大事態につながらないようにしていく必要があるということで、力を入れていきたいと思っております。

それから認知のきっかけが、右側に三つございます。学級担任、アンケートによる発見、子供からの訴えというのがございます。私どもとしては、年間3回程度のアンケートの調査をということで各学校にお願いしているところがございますが、アンケートによって子供たちの状況を把握しようという、そういった学校の取組が、かなり今年度については際立ってまいりまして、真ん中のアンケートによる発見という数字が上がってきております。

学級担任、アンケート、子供からの訴えなど、これらは全体の何%というデータですので、学級担任の発見、あるいは子供からの訴えが少し下がっていますが、アンケートなどを実施することによって先生方の意識も上がってきて、学級担任が発見すること、あるいはアンケートにより発見することと、複合的に先生方の認知への取組は進んでいるというふうに思っております。

全体のうちの何割というようなデータでございますので、アンケートへの取組が進んでいる関係で、こういったグラフになってございます。私どもも、引き続き先生方の認知能力を高めていくことで学級担任が発見したり、子供たちが見て見ぬふりをするのではなくて、自分たちから主体的に解決していこうとしたりできるよう、対策を強化してまいりたいと思っておりますのでございます。

下の部分は、いじめの主な態様でございまして、冷やかしかからかいなどが多くなっておりますが、近年の傾向といたしまして、パソコンや携帯電話での誹謗中傷なども認知されているところでございます。

それから、認知されたいじめに対し、誰がどのように対応したかという4番のところでございますけれども、学級担任がかなり大きな数字を占めておりますが、学級担任が一人で抱え込まないようにということで、右側の学校いじめ対策委員会にきちんと情報を集約して、組織として対応することについての啓発も進めているところでございます。

2枚目の左上のスクールカウンセラーと連携して対応した効果があったかというグラフが、今年は少し下がっております。これについては、今、いろいろな分析をしているところでございますが、直接、何人かのスクールカウンセラーに再調査として、聞き取りをさせていただいたところ、昨年に比べてかなり困難な事例を担当するというケースが多くなったというところから、なかなか3か月間の調査でございまして、解決までには至っていないというような事例が多くございます。それだけスクールカウンセラーの専門性を、学校が頼っているという部分の表れなのかもしれません。そういったところで、学校の担任とスクールカウンセラーが十分に連携して、対応していくことが必要と思っております。

6番は、どのようにいじめの状況を一人で抱え込まないで、共通理解を図っているかというデータでございますので、参考までに御覧ください。

それから、いじめの疑いがある事例が、いじめがあるかどうか判断できない理由についても、この辺は教員のストレートな悩みが出てきているのかなと思っております。子供と接していく中で子供がなかなか状況を話したらないといったデータや、再発がないように注視して経過観察をしているといったデータを載せさせていただいております。

いじめの未然防止や早期発見に向けて学校で工夫した取組については、保護者会や学校だよりによる周知とか、学校評価の評価項目に設定している学校の割合などを示しています。

簡単でございますが、説明をさせていただきました。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、二つ目まで御紹介を頂きまして、皆さんに後でまた御意見も頂きたい、質問も頂きたいと思っておりますが、まず三つ目の「いじめ総合対策」の第2次案についても御説明頂いて、その後御質問、御意見等頂きますので、是非いろいろお考えいただきたいと思っております。では、引き続きお願いいたします。

【事務局（冠木指導企画課長）】

大変失礼しました。一つ説明を落としてしまいました。先ほどの資料の最後のページに区市町村ごとの縦版の表が入っているかと思っております。都教育委員会は、毎年度、区市町村別のいじめの認知件数等を公表してございます。青の網掛けになっている欄には、認知件数を管下の学校数、月数で割った1校当たり1か月の認知件数が記してございます。区市町村によって大きな差が見られており、学校や区市町村によっていじめの認知の基準、つまり「いじめ」の定義の理解が、まだ十分に進んでいない懸念が感じられているところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、全ての学校で全ての教職員が「いじめ」の定義を正しい理解に基づ

き、組織的にいじめを認知することを徹底する必要があると考えております。

それでは次に、「いじめ総合対策【第2次】(案)」について説明をさせていただきます。概要を記したA3版と別冊になっている「いじめ総合対策【第2次】(案)」を用意していただきましてお聞きください。

第1期のいじめ問題対策委員会は、平成26年10月から任期終了の平成28年7月までに全11回の審議を行いまして、本年7月28日に最終答申を頂きました。この最終答申を踏まえて、去る11月24日の定例教育委員会で、「いじめ総合対策【第2次】(案)」が決定したところでございます。

これについて、11月25日から1か月間パブリックコメントを募集しまして、来年2月を目途に、「いじめ総合対策【第2次】」ということで案がとれる形で2月に策定いたしまして、来年の4月から全ての公立学校において、この新しい「総合対策」による取組を開始する予定となっているところでございます。

この資料にポイント1から6がございまして、これにつきましては、前回の「いじめの総合対策」が四つの柱でございまして、それをより具体的に六つのポイントに編成し直したという考え方でございます。1番上から「軽微ないじめを見逃さない。」「教員一人で抱え込まず学校一丸となって取り組む。」「相談しやすい環境の中で子供を守り通す。」「子供たち自身が考え行動できるようにする。」「保護者の理解と協力を得ていじめの解決を図る。」「社会全体の力を結集しいじめの問題に対峙する。」となっております。

具体的な取組については、第1次の「総合対策」と考え方としては変わりません。「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4段階に整理して取組を行ってまいります。

今後の予定については、先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。

それでは、冊子を御覧いただきたいと思っております。5ページの下段には、先ほど申し上げました六つのポイントに注釈の形で、「いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないこと」それから、「いじめの行為の重大性や、行為を受けた被害の子供の心身の苦痛の程度に応じて適切に対応すること」を明記しております。

6ページ、7ページには、先ほど申し上げたような形で、「未然防止」、「早期発見」に関わる取組について、具体的な内容を書かせていただいております。

8、9ページは、「早期対応」と「重大事態の対処」についての取組になってございます。

一旦1ページにお戻りいただきたいと思っております。本文に示されている取組についてはいずれも大切な取組でございまして、学校が一つ一つの取組の意味を理解し、確実に実施することができるようにするために、それぞれの取組の位置付けを1から8に分類して書かせていただいております。

例えば1は、「法律で全ての学校が必ず行うように義務付けられている取組」でございまして、以下、「教職員が工夫・改善する取組」や「必要に応じて実施をする取組」が、7番、8番となっております。本文では、全ての取組が1から8のどれに位置付けられているのか分かるように記載してございます。

10ページからは、「未然防止」の取組の方向性について書かせていただいております。このページには「子供が安心して生活できる学級や学校風土の創出」の視点が、また、11ページには「豊かな情操を培い人権意識や規範意識を身に付けさせる指導」などについて書かれております。

15ページには、『学校いじめ対策委員会』の役割の明確化と定期的な会議の開催について書かれております。法律で義務付けられ、全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」の機能強化の視点から、一人一人の教職員が子供の気になる様子や子供同士のトラブル等に気が付いた場合に、どのような手順や方法でこの委員会に報告するかを図式化することにより、全教職員がその役割を理解できるようにすることなどが示されているところでございます。

19ページは、「いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり」や、『いじめに関する授業』の実施などについて書かれているところでございます。

22ページ、23ページには、「子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成」の視点から、「子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組」や、「児童会、生徒会による取組」などが書かれているところでございます。

24ページには、昨年度から取組を進めている「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくり、それから、ホームページ・アプリケーションの開発についても、示しているところでございます。

30ページからは「早期発見」の取組となっております。これまでいじめについて一面的に被害の子供と加害の子供に分けて捉えがちな現状がございまして、そのことによって学校が問題の解決を遅らせたり、重篤化させてしまったりしてしまっただけの事例が報告されておりました。法律上の「いじめ」の定義では、行為

を受けた子供が心痛の苦痛を感じたら全ていじめであるとされておりまして、加害の行為の重大性や継続性にかかわらず、いじめと認知して適切に対応することが求められているということでございます。この30ページにつきましては、縦のラインに法律上のいじめの範囲が、横のラインに「一人で行う。」「集団で行う。」という座標が示されており、重大性に応じた対応について分かりやすく解説した図となっております。こういった取組や考え方を学校に十分に啓発していくことが、軽微ないじめを早く察知して重大事態につながらないようにする取組につながっていくのではないかと考えているところでございます。

31ページには、「いじめ」の定義が社会状況に合わせて、どのように変わってきたかを示しております。

35ページには、一人一人の教職員の気づきを、「学校いじめ対策委員会」にどのようにつないでいくかということについて書かせていただきました。

39ページには、スクールカウンセラーによる全員面接等について示しているところでございます。

50ページは「早期対応」の取組として、縦軸に被害の子供が感じる心身の苦痛の程度、横軸に加害の子供の行為の重大性を示し、マトリックスの中に子供への対応例が記載されています。

それから、55ページには、インターネットを通じて行われるいじめの対応となっております。

59ページからは「重大事態への対処」として、法律に基づき適切に対応したり、事実関係を明らかにするための調査を行ったりする視点と、問題を解決させ、被害の子供が安心して学校生活を送ることができるよう支援する視点から、具体的な取組を書かせていただいています。

72ページから75ページにかけて、本文に示した全ての取組が、冒頭に説明させていただいた八つの位置付けのどこに当たってくるのかをまとめて示しております。

76ページには、この「いじめ総合対策」の推進状況の把握と検証の在り方を示してございます。二つ目の○に記載しておりますように、都教育委員会として、引き続き毎年度独自の調査を行って、学校における取組の課題を明らかにするとともに、改善策を示すなどしてまいります。

また1番下の段には、「いじめ総合対策【第2次】」の改訂のスケジュールが示されてございます。皆様のいじめ問題対策委員会の任期は条例で2年と定められておりますので、この任期に併せて2年後の平成30年に中間答申の形で改善策を御提言いただきたいと思いますと考えております。さらに、平成31年からは第3期の委員会で御審議いただき、平成32年度に最終答申をいただいて、平成33年度から【第3次】として取組を行うというスケジュールを考えているところでございます。

最後の109ページには、この「いじめ総合対策」の基本的な考えということで、全ての都立高校で、今年度から新しい教科として「人間と社会」という授業を行っているわけですけれども、この「人間と社会」の考え方である「多様な人と出会って、関わって、時にはぶつかって高め合う」ということができなければ、子供が真に成長したとことにはならないという考えが、いじめ問題の解決の先にあるという主旨を示しております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

【有村委員長】

冠木課長ありがとうございました。今、3点について説明いただいたわけですが、今ここで質問があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、多分、今期から委員になられた皆さんは、初めての中身が多かったのではないかと思いますので、また後で具体的に質問いただきたいと思いますと考えております。

続きまして、次の審議に入らせていただきますけれども、本日は、先ほど部長から諮問文をいただきましたので、それについて審議を進めてまいります。

ここで委員の皆様には審議に入る前にちょっとお諮りをしたいと思います。本日、3点目の審議事項は、「東京都いじめ防止対策推進条例の第11条4項に規定する調査について」となっておりまして、本委員会の規則第6条4項に、「対策委員会が当該の調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したとき、全部又は一部を公開しないことができる。」と規定されております。先ほど、条文で確認させていただいたとおりでございますけれども、本審議事項は個人情報を取り扱うこととなりますので、3点目の審議を非公開としたいと考えております。これについて御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

【有村委員長】

それでは、特に御異議ございませんので、3点目に審議いたします内容につきましては、非公開したいと思います。

それでは、改めて審議を続けたいと思っております。

第1点目は、ただいま事務局から御説明いただきました「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」の結果について、その状況と課題について議題にしたいと思っております。

本日は、第1回目の会議でございますし、法に基づいて3年が過ぎているという状況がございますので、その状況も踏まえながら、東京都が課題に向けてどういう方向を考えていくのかという一つのベースになる議論ができれば良いと思っております。率直な御意見を頂ければありがたいと思っております。

それでは、改めまして、先ほど課長から説明いただきました資料6があると思っております。こちらの資料6の2枚と、各区市町村別のデータについてですけれども、総合的に見て、委員の皆さん、どこからでもよろしいと思っておりますので、お気付きの点、御質問とかございましたらお伺いをしたいと思っております。

それでは、皆さんが今お考え中のときに、先ほど坂田仰委員がお見えになりましたので、大変恐縮ですが、御挨拶を頂ければと思います。

【坂田（仰）委員】

遅れて申し訳ありません。前期に引き続きまして委員を務めさせていただきます、坂田でございます。よろしく願いいたします。

【有村委員長】

ありがとうございます。それでは、今申し上げましたように、この資料6について、御質問、御意見を頂ければありがたいと思っております。

どうぞ林委員、お願いします。

【林委員】

資料6につきまして、私は、四角1を興味深く拝見させていただいておりました。同じような状況であるにもかかわらず、小学校が平成28年度は、前年度よりいじめの認知件数が上がっていて、中学校が下がっているのですね。中学校は少なくなっている。その原因が分かると小学校への対策がとれると思います。原因が分からなくて、小・中・高全体に対しての総合対策だと、小学校に対して必ずしも十分ではなくなってしまう可能性があるなと思いました。

【有村委員長】

確かに今見ているように、中学校は若干下がっているんですが、小学校が上がっているという、中学校が下がっている理由が分かれば、小学校が上がっている理由も分かるだろうし、また逆に言うと、小学校が上がっている理由がある程度分かれば、中学校の状況も見えてくるということですが、委員の皆さん関連して何かございますか。

実はこの数字、私も気になったところでしたけれども、今11月ですからつい先日ですかね、国の方の調査が発表になって、その中でも小学校におけるいじめの認知件数は、結構上がっていましたよね。あの辺りを見て、都のデータもそれに大体準じているかなという理解もあったんですけども、では事務局から何か、小寺主任、お願いいたします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

今、御指摘いただいたとおりでございます、中学校の方は若干ですが下がっております。小学校は上がっています。実は、この前に問題行動等調査、昨年度1年間の認知件数の結果を集計いたしましたところ、全ての校種で下がっております。これは実は資料5の1枚目にグラフに示しておりますが、平成25年以降、いじめの認知件数は毎年度下がっております。これを私どもとしては、課題であるというふうに捉えてきました。と申しますのは、冒頭の教育長の挨拶にもございましたとおり、いじめに対する学校の取組等が弱くなっている可能性がある。要するに見逃しているのではないかという捉え方をしてみましたので、認知件数が下がっていることは、これは成果ではないというふうに捉えてきたわけでございます。

そこで、この4月以降、かなり強調して区市町村教育委員会あるいは高等学校の校長会、特別支援学校の校長会等で、改めて「いじめ」の定義に基づいて認知するようにと指導してきました。これは文部科学省もそのような方針でもございます。その結果、小学校の特に低学年でいじめの認知件数が上がりました。これは「いじめ」の定義ですと、悪気がない行為でも、心身の苦痛を感じたら全ていじめであるということから考えると、子供の日常生活の中で様々なトラブル、これを全部いじめとカウントすれば、当然、成

長過程で考えると小学校の小さい時期にはいじめが多いという傾向になると考えます。その結果の反映として、今回小学校が若干上がったというふうに捉えてございます。中学校の方は下がっていますので、これはもう少し検証して、改めて学校に対して意識啓発をする必要があると考えています。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。いかがですか、林委員の質問について説明がございましたけど、どうでしょうか。

どうぞ相川委員、お願いします。

【相川委員】

小学生というのは6年間で、中学生は3年間ですよ。だから年齢の幅が広いというところがあると思うんですね。

私の理解だと、ヨーロッパの場合のいじめの発生の頻度というのは、だんだん年齢が上がるごとに下がっていくというふうに言われているんだと思うのですが、ごく最近は分かりませんが、日本の場合、特徴的なのが、年齢が上がっていった中学生ぐらいがむしろピークになるという違いがあって、だからこの変化が、先ほども御指摘があった、子供たちがいじめのことを学ぶことで、もともとは年齢が低いときにはいじめが発生する頻度が高いけれども、年齢が上になると頻度が下がっていくという形にもし近付いているとしたら、それは評価できる傾向なのかもしれないということを感じます。その辺り、もう少し小学生とざっくり捉えてしまうのではなくて、学年ごととか、あるいは低学年、中学年、高学年みたいな感じでの調査ができていますのかどうかといったことが、もし分かれば知りたいというところですよ。

【有村委員長】

このデータ、確か学年が分かるはずですよ、そこについて、何か今の相川委員の指摘についてはどうですか。何かコメントできそうでしょうか。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

小学校の2年生、3年生といった低学年のいじめの認知件数が上がっている傾向があるので、相川委員のおっしゃった傾向は、今回の調査では出てきているのかなと思っております。ただ、まだ十分ではございません。今年度1年間で、どのような認知件数になるのかを、来年度の問題行動等調査で検証していく必要があると思っています。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、先ほど私もちょっと頭にあった文科省の昨年度、平成27年度のデータでも小学校2年生がピークになっていますよね、小学校の場合。その前の平成26年度は4年生がピークのように記憶しているのですが、今、相川委員の御指摘のように、やはり学年によって、いじめの発生の傾向は違うのではないかとすることは十分考えられるのではないかと考えています。

ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。どうぞ鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】

学校現場で生徒たちと関わっておりますと、いじめがいけないということは子供たち大変良く分かってきております。それが分かっているだけに、年齢が上がるにつれて、大人から見えにくい、認知しにくい場所でのいじめというのがやはり起きてきて、中学校などは、本当にSNSの問題は大変大きくなっておりまして、いじめられている側も、「これって私もしかしていじめられているのかしら。」というような非常に微妙な形の行為がいろいろとありますので、そういった意味もあって、中学校のほうは年々発見しづらくなっているのではないかなということを感じることがございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。中学校の方で年齢が上がるにつれて、やはり難しい状況が出てきているということですね。この調査の結果を、単純に捉えることは難しいのかもしれませんが、5番のスクールカウンセラーとの連携の対応で効果が見られた割合が、小・中学校とも下がっている状況があって、この辺りについては、今、鈴木委員の御指摘と関わりがありそうですか。

【鈴木委員】

そうですね、私はこの数字見て、「あっ、そうなんだ。」という感じを受けました。自分の実感としては、むしろ相談が増えているという捉え方をしていましたので、全体で見ると違うのかなと思います。

先ほど事務局の方がおっしゃったように、いじめの背後にいろいろな問題があって、簡単に解決しないという事例が増えているということもありますので、そういった意味では、スクールカウンセラーがその

子供の気持ちを支えることはできたとしても、事態を解決するということには、スクールカウンセラーの力だけではいかんともし難いということは、きっと多々あるんだろうと感じております。

【有村委員長】

そうですね。この数値の下がり具合というのは、3か月間ということもあって、今、鈴村委員の御指摘のように、やはり非常に重篤なケースが多いようです。先ほど事務局からも説明がありましたけれども、困難なケースがあって、この段階では、まだ解決してない事例もあることの表れという見方もできますよね。私も今話を聞いて納得したところでしたけれども。

どうぞ横井委員、お願いいたします。

【横井委員】

今のお話を伺いまして、また先ほどの事務局の御説明で、小学校の低学年の件数が上がったという御報告を伺いまして、小学校の低学年の実態を把握することはとても良いことだと思っています。というのは、家庭とのつながりが、それぐらいの年代ですとしやすいということがあると思います。いじめの背景に家庭環境がある場合が多いと思いますので、早い時期から子供の家庭に目を向けるためにも、その数値を正確に把握して、取組を推進していくことが大事ではないかというふうに思いました。これは感想です。

もう一点、少し疑問に思うのは、中学校の認知件数が昨年度より少し下がっていますが、「子供からの訴え」の割合は、そんなに中学校は下がっていないように見えるのですけれども、やはり子供は訴えているんだけれども余り認知されないという状況があるのだろうかということが気になりました。SNSなどの中で、認知しにくいいじめが行われているような構造になっているのかという疑問をもちました。

【有村委員長】

「いじめ」の定義からすると、子供の訴えについては、全ていじめとして認知しなければいけないはずで、これを件数として数値化しなければならないと思うのですが、それが表れていない状況があるのではないかと御指摘ですね。それは、ネットなどの隠れた部分に潜っている可能性もあるというような理解もできるような気もしますが、大事な指摘だと思います。この辺りについて、もし何か皆さんの方で良い知見があれば、伺いたしたいと思います。

笠原委員、お願いいたします。

【笠原委員】

学校現場の経験があるわけではないのですが、例えば私などが対応させていただく少しシビアなケースですね。死にたくなっているようなレベルの子供たちが病院などに来るときに、学期ごとの違いというのがあるかと存じておまして、今、先生方が御指摘の今年度のデータは、6月末で切っているデータなので、当然学校の先生が、例えば担任の先生が、まだ学級の把握ができていらない場面とか、子供もまだそんなに学校に対して自分を明かしていないということがあっていいのでしょうか。特に私が対応させていただくようなケースというのは、例えば発達障害などが絡んでいて、それに伴う言動があっていじめられているなどというケースもございませうけれども、そういう子供などは、1学期の初めは、比較的落ち着いていて頑張っているのですが、2学期、3学期になると、いろいろと問題が起こるというようなことが、現状としてあると思います。ですので、やはり2学期、3学期と1学期は、少し傾向が違うのかなと感じておりますが、そういう分析はいかがでしょうか。

【有村委員長】

その学期によって違うという大事な指摘があったんですけど、これは今までにも分析があったと思うのですが、その点説明してもらってよろしいですか。事務局、お願いいたします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

まず、学年別の数字等をお示しさせていただきたいと思います。多くの資料がある中で恐縮ですけど、資料5として、2枚の概要版とその下に詳細版を配布させていただいております。これが平成27年度、昨年度1年間の文部科学省の問題行動等調査の東京都公立学校の結果でございます。概要版の1枚目の右側にいじめの認知件数の合計の3年間の推移がございまして、昨年度1年間で6,311件となっており、前年度より下がっている状況でした。

その下に冊子の8ページをお開きいただけますでしょうか。ここには学年別、男女別内訳が示してございまして、小学校1年生から順々に学年を追うごとに上がってきて、中学校に入りますと、中学校1年生が1,519件、これが件数でいうとピークになっております。その後、2年、3年と減少し続けて、高等学校に行くのとぐっと減ってくるという傾向がありまして、これが今回の4月から6月の都教委独自の調査で

は傾向が変わりまして、小学校では2、3年等が増えてきているということについては、先ほど説明したとおりでございます。したがって、昨年度1年間という、やはり十分な認知件数となっていないのではないかと言えらると思います。先ほど相川委員から御発言がございましたとおり、当然小学校低学年の時期のいじめというのは見えやすい、そういうことを全部把握していくと増えるのではないかというふうと考えておりますので、昨年度のこの数字には、私どもとしては、課題があるというふうに捉えているということでございます。

その上で、ただいまの御質問で、1学期、2学期、3学期で傾向が変わるのではないかということですが、もう一度資料6の都教委独自の調査の方の概要版を御覧ください。この調査の目的は、まず年度の早い時点で学校の認知件数や対応の状況を把握し、年度内に改善を図るという視点から、年度当初の3か月間の状況を把握しております。この結果を踏まえて、都教育委員会としては、学校に課題を伝えて改善策を示しております。そうしたことから、年度初めの傾向というのは確かに出ていていると思っております。やはり友達関係ができたばかりですので、まだいじめにはつながっていない。当然その芽というか兆候は見えていても、この件数の中には上がってきてないものが2学期、3学期になると、様々な子供同士の関係の中で、いじめの件数は更に増えてくるだろうと考えられます。それについては、年度が終了してから行う問題行動等調査において、平成28年度1年間の件数として検証していきたいというふうに思っております。以上でございます。

【有村委員長】

今の学年別の話と学期ごとの状況について御説明がございました。どうでしょうか。今の御説明について、更に追加質問とか御意見等はございますでしょうか。

どうぞ林委員、お願いします。

【林委員】

小学校2年生などが増加しているというようなお話だったと思いますが、その場合、自治体によって、増え具合が高い、つまり認知力が大幅に上がったところとさほどでもないところがあるかと思うので、自治体間の差が大きい、特に小2が増えた中でも、特に顕著に発見できるようになった自治体の事例などを参考にすると、十分に変化がなかった自治体への働き掛けとして事例提供ができると考えます。

【有村委員長】

数字を基にして、学校現場がどのように対応しているかなどについて、事例研究から考えていく必要があるという指摘ですね。ありがとうございます。その意味では東京都は今までのまとめの中でも、いじめを防止するための授業を実施していくという方針があり、その中で実態をつかむことができると思っていますので、今、林委員の御指摘については十分可能なのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

どうぞ坂田篤委員、お願いいたします。

【坂田（篤）委員】

私も四角2のいじめを認知したきっかけに注目をしました。これを拝見して、ごく当然の話かなとも思ったのですが、やはり小学校・中学校・高校では、当然認知のきっかけが違ふと。小学校は、やはり子供が直接発信することが難しいわけです。質問紙でも担任に訴えるということもなかなかしづらひ。だから担任が発見する件数が多いことになります。小学校の段階では、もちろん学年の差異はあるかもしれませんが、担任の観察力が求められていく。中学校は、一定程度は、生徒が発信できるのだけでも、直接的な発信よりも、やはり質問紙による発信という手段を選んでいる傾向があります。これは、質問紙でしか答えられないというような状況も生まれてくるのかなと思います。高校生になると、子供からの訴えによる認知が多くなっていますが、これはいじめを受けている本人からの訴えなのですか。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

これには本人だけではなく、周囲の子供からの訴えも含まれます。

【坂田（篤）委員】

なるほど。本人からの訴えが多いとすれば、高等学校になれば、直接のコミュニケーションという手段でいじめを訴えることができる。

ところが、次のページの5番の「スクールカウンセラーと連携して対応して…」というところですが、効果が見られたかどうかということですから、相談件数の問題ではないので、これは一概に言えないのかもしれないですけども、高校生はコミュニケーションによる訴えができるにもかかわらずスクールカウンセラーが果たしてどれぐらい対応していたのかというようなところがなかなか見えてこない。生徒とスク

ールカウンセラーの互いの関わり合いの在り方などについて、しっかりと分析的に見ていく必要があるかなと私は感じました。

ざっくり言ってしまえば、小学校は、学級担任がポイントになってくる。中学校は質問紙というような何かのツールが必要になってくる。もう少し発達段階が上がれば直接的にコミュニケーションが図れるような人間関係を作る必要があるという傾向が見えてくると思いました。

【有村委員長】

今、非常に分かりやすい分析というか、御意見を頂いたと思っております。

やはり特に小学校の場合、この4月、5月、6月段階では、アンケートよりも特に先生が観察するとかそういうことが重要だという、ただ、やはりアンケートで発見の割合が多いというのは、先生たちがまだ見切れてないという部分もあるだろうという気がしますね。先ほど笠原委員も御指摘をされましたけれども、4月の頃は担任も、人間関係をよくつかめていないので、気づきができないということが、発見のきっかけにも表れているのかも知れません。あるいは、子供が訴えることが十分できていないことも、データとして表れているのではないかと理解したところです。今、坂田篤委員から、この結果をもう少し構造的に分析してみる必要があるという御指摘を頂いたところです。

それでは、私から1点。四角2の認知のきっかけのことなんですが、先ほど課長から詳しく説明を頂いたわけですが、アンケート調査から発見された割合が上がっていて、担任が発見した割合がやや下がり傾向なわけですが、これは4月当初というか、1学期という状況もありますけれど、できれば先生たちの観察眼というのがやはり一番確かな面があると思うんですね。中学、高校生辺りは客観的なアンケートに頼るということもあるかもしれませんが、やはり先生がよく生徒を見てあげるといふことの大切さというのも教師の専門性の部分ですので、これを単にアンケートの数値が上がっているからアンケートに頼ってしまうというふうに短絡的に現場の先生に考えてほしくないなと思うところがあります。これが2学期、3学期になったときに、先生がしっかりと観察していて、しかもアンケートでも把握するということが大切で、子供たちにとっても訴えやすい環境づくりがしっかりとできていけば良い展開になるのではないかと考えているところです。

どうぞ小寺主任、お願いいたします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございます。今委員長に御指摘いただいたことを、私どもも今後の大きな課題であるというふうに捉えています。実は、一昨年と昨年を比べますと、傾向としてはアンケート調査による発見の割合が減少し、学級担任が発見、それから子供からの訴えによる発見の割合が上昇傾向にありました。きっかけについては、合計で100%になる形となっていますので、どこかが上がればどこかが下がることとなります。今年度は、逆の現象でアンケートにより発見が上がり、他の二つが下がったという傾向がございます。これについては追加調査をさせていただいて、なぜこういう傾向になったのか確認したところ、各学校で実施するアンケートの回数が昨年度より圧倒的に多くなっておりまして、昨年は年に3回以上実施するよう都教委では指示をしておりましたので、3回程度の学校が多くございましたが、アンケートの充実という視点で毎月実施している学校や、いじめがあったので当面は毎週やっていくというような学校も出てきましたので、必然的にアンケートでいじめが発見される事案が増加したということを確認はいたしております。一方で委員長がおっしゃったように、アンケートというのはあくまでも補助的な資料であり、これに頼り過ぎることは危険であるということは、新しい「いじめ総合対策」の中でも繰り返し申し上げます。

第2次の「いじめ総合対策」でいいますと、37ページ、それから38ページに、アンケートの捉え方については詳しく書かれておりまして、特に38ページの一番上、「具体例」というところには、「子供が教職員に直接訴えられるようにする環境づくりが最も大切であることを前提としながら、あくまでもいじめ把握の手立ての一つとしてアンケートを実施する」等々、アンケートに関する留意事項を明確にしています。今後ともそういった立場に立って、当然アンケートを充実させることも必要ですが、それ以上に学級担任と子供の人間関係の中でいじめが認知できるようにしていくことを進めていきたいと考えております。以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、事務局からも補足の説明を頂いたところです。また、この次にこの2次(案)についてはまた審議をいただくわけですが、今のこのアンケートについての御質問とか御意見ござ

いましたらどうぞ。横井委員、お願いいたします。

【横井委員】

恐れ入ります。初めてで分からないのですが、アンケートの項目は統一されているのでしょうか。共通のものをお使いなのか、学校の工夫に任されているのか、教えていただければと思います。

【有村委員長】

大事な指摘ですね、ありがとうございます。アンケートの項目についてお答えいただけますか。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

説明不足で大変申しわけございませんでした。各学校で子供の実態を踏まえて最も適切な方法を考えることが大事だと思っておりますので、こちらで一律のものでやりなさいという形式的な指示を出しておりません。アンケートの様式例としては現行の「いじめ総合対策」にも、また今回の第2次にも、あくまでも例としては載せていますが、例えば「学校いじめ対策委員会」のメンバーで、自校の子供たちにはどういふ形のアンケートを行うのが良いのかを検討し、またその都度やり方を変えるなどの協議をすることが大切であると思っております。記名、無記名も含めてしっかりと事前に検討し、更にその結果についても組織で分析・検証していくことを求めています。以上でございます。

【有村委員長】

よろしいでしょうか。

では、ほかにはどうでしょうか。

大変恐縮ですが、木原委員にもし知見があれば教えていただきたいのですが、このアンケート調査の中で、私が気になったことについて、教えていただけたらと思います。3の四角3で、パソコンや携帯でのひぼう誹謗中傷といういじめの態様が示されていますが、いわゆるマスコミ等でも話題になっているとおり、中・高校生になりますと、重篤ないじめについては、ほぼ100%と言っていいぐらいパソコンやSNSなどの情報ツールが関与しているという指摘があるわけですが、一般論として警察としては、どのように御覧になっていらっしゃるのでしょうか。

【木原委員】

いじめだけには限りませんが、スマートフォンであるとかインターネットが急速に発達した中で、子供たちが被疑者にも加害者にもなり得ることとして、特に最近では、コミュニティサイトに起因した被害が非常に多くなっています。やはり、SNSを含めてインターネット絡みで被害に遭っている件数は、急速に数が増えているという実感ももっております。

【有村委員長】

1学期の段階ですけれども、高校生のいじめの認知件数が若干減っていますけれども、予断を許さないでいじめを認知していく必要があると思えます。

藤平委員、何か御指摘あれば…

【藤平委員長職務代理人】

国の調査も、ほぼ同じような傾向が出ていて、先ほどの小学校低学年について、いじめだけではなくて、暴力行為の件数も増加しているということについては、各都道府県の教職員の認知力が上がってきたということだと思います。具体的な例ですと、給食のときに、おかずのおかわりをするときに、子供同士がじゃんけんをして、負けた方が勝った方に対してかっとなって蹴飛ばしたりする事例などが挙がってきています。そのような事例は今年度から発生したというわけではなくて、昨年度も一昨年度も見られた状況のようですが、昨年度までは、そのような数字が挙げられていなかったのです。したがって、暴力行為の件数が増加したことは、子供がキレやすくなったということではなくて、問題行動に対する教職員の認知力が上がってきたと考えられます。

先ほど相川委員がおっしゃっていたとおり、低学年はいじめが見やすい時期です。今、小学校では、担任の先生がそのまま持ち上がるという状況がどの都道府県も少なくなっているようです。以前であれば低学年専門の先生、中学年専門の先生、高学年専門の先生と分かれていた傾向があったのですけれども、今は1年ごとに担任を様々な学年に代えるという状況から、数値が増加しているとも考えられます。しかし、現在、国では、認知力を高めることを最も重視しておりますので、もっともっと認知件数が多くなっても良いのではないかと感じております。

ただし、最終的には、認知力が高まったといっても、どれだけ解消したかということが大事だと思いま

す。皆さん御存じのとおり、認知はしているけれども対応はしていないということで、問題になってしま
うことがないよう、教職員に意識をもってもらうための議論になれば良いと思います。

【有村委員長】

ありがとうございます。非常に大切な意見を頂きました。今期の対策委員会でもそうした視点を重視し
て、議論を進めてまいりたいと思っております。

調査結果については、ここまでとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、今日の二つ目の議題でございますけれども、先ほど「いじめ総合対策【第2次】(案)」について、
課長からポイントを御説明いただいたわけですが、特に学校における取組を中心に、皆さんから御意見を
頂ければと思います。

とりわけ、4ページ、5ページに六つのポイントが挙げられています。この方針でいくことが、第1期
のいじめ問題対策委員会で協議されたわけですが、今後に向け、もっとこんなふうにしたら良いの
ではないかという視点も含めて、御感想や御意見等がありましたら、御指摘いただきたいと思ってお
ります。

相川委員、お願いいたします。

【相川委員】

ポイント1に関係があると思うのですが、30ページに類型例として、いじめを段階的な形で整理
をしていただいているところが、すごく優れているというふうに思いました。「いじめ」の定義が広が
ったために、それで、その被害を受けている、苦痛を感じている子供たちに気が付き、そこにアプロ
ーチしやすくなった反面、この類型で言うと、行為の故意性とか意図性がすごく薄いものもいじめに
されてしまう弊害が現場では感じられている部分があると思うのですが、このように整理していただ
いたことで、法令上のいじめと社会通念上のいじめとの違いが分かりやすくなったと感じます。特
に好意で行った言動や、意図せずに行った言動が、法令上のいじめには当たり得ること、傷付
ている子供へのアプローチは必要だけでも、児童・生徒への対応を全部一律に行うのではなくて、
そのレベルというか、程度に応じて対応を考えなければいけないということが、こういうふう
に整理していただくと非常に明確になって良いのではないかと感じました。

【有村委員長】

ありがとうございます。法令上のいじめと通念上のいじめをこのように段階的に区別すると、現場の先
生は分かりやすいのではないかと御指摘でございますけど、この辺りについては、現場の先生方の理
解の具合はどうでしょうか。

坂田篤委員、お願いいたします。

【坂田（篤）委員】

一番現場に近い区市町村の教育委員会の立場からお話し申し上げますと、本当にこれは分かりやすい。
非常にいいガイドになるというふうに思います。

私、いじめの話題になると、いつも何か大変苦しくなるんです。これは何かというと、第一にいじめを
苦にして、やはり尊い命を失わなければならない子供がいるということ。これはもう、非常に苦しい要素
の一つです。

もう一つは、多面的かつ粘り強い取組をしなければならないということです。ここに書いてあるように、
いろいろアプローチをしなければ、いじめはなくなるということ。これイコール、どんどん学校が疲
弊していくんです。取組が多ければ多いほど、学校は疲れていきます。

それと同時に、3点目は、今御指摘いただいたことに関連があるのですが、実は、子供たちには、人間
関係上のトラブルが必ずあるのです。いじめではないレベルかもしれません。でも、苦痛を訴えた子供が、
僕はいじめられたと言え、これはいじめという認識に立たなければならないという苦しみを、学校は、
非常に強く感じています。人間関係上のトラブルにも大人が介入しなければならない状況になっています。

ただ、いじめか、人間関係上のトラブルか、その境界はどこなのかという話になったときに明確では
ないわけです。だから、どうしても介入していくわけですね。安全策をとるわけです。それで、だめです
よという指導をしていく。これによって、子供たちの対人関係能力がどんどん低下していつている。問題
解決能力が非常に落ちていつているんですね。私、それを強く感じているんです。いじめ問題を語る上
での苦しい点は以上の3点ですね。

最初の課題意識に戻りますけども、尊い命が失われているわけですから、何らかの手を打たなければな

らない中で、この30ページは、教員にとっては非常に分かりやすい一つの指針になり得ると思います。以上です。

【有村委員長】

今、坂田篤委員から御指摘があったことについては、私も、子供自身が問題解決能力をもたなかったら、自分たちで主体的に解決しようとならなかったら、先生たちが介入しているだけでは、イタチごっこになるようなところもあるのではないかと感じています。その意味では、やはりこういう類型といいますか、いじめのレベルというのを示していることで、子供たちの発達や状況にもよりますけれども、子供たちの意識付けに教師がどうやって関わっていくべきかということを考えるきっかけになるとと思います。ここに示されている考え方を、授業の中で生かしたり、日々の学級経営で生かしたり、場合によっては保護者にしっかり伝えたりするアプローチが、これからは必要なのだろうと思います。

【坂田（篤）委員】

ありがとうございます。足りないところを全部補足していただきました。

【有村委員長】

もう一つ、4ページに挙げているポイント3の「学校における相談体制」についてですけれども、東京都の場合には、都教委の指導もあって、全ての学校で「学校いじめ防止基本方針」を作ったり、「学校いじめ対策委員会」という組織を作ったりしていますよね。それを、うまく機能させないと意味がないと思います。

例えば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々が、どのようにそれらに関わっていくのかということなどについて、心理や福祉の専門家として、鈴木委員や横井委員には、先生たちにはこういう点に気を付けてほしいといった御指摘があれば、伺いたいと思います。こういう類型を示した資料についても、スクールカウンセラーの方やスクールソーシャルワーカーの方たちがどのように関わっていくべきか、御意見がありましたらお願いします。

【鈴木委員】

学校の中には、生活指導、特別支援、その他様々な委員会がたくさんある中で、「学校いじめ対策委員会」を定期的に開くというのは、なかなか難しい学校もあるのではないかなと感じます。学校の中の委員会をどう運営していくか工夫が必要な状況があると感じていまして、先生方も、いじめがあったら大変だ、取り組まなくてはというお気持ちは一人一人皆さんもっていらっしゃると思うんですけれども、「いじめ対策委員会」自体が、学校の中での位置付けというんでしょうか、機能できるようになっている学校と、誰が招集して、どういうタイミングで始めるというのが曖昧な学校があると感じています。ですので、逆に担任の先生から、私が子供や担任の先生からいじめの相談を受けたときは、委員会の方はどうなっていますかと尋ねることもあります。子供の事例を、1回委員会に挙げて協議することができれば、次からはこういう形で情報を共有しようということになっていきますので、そのような形でお手伝いしていることもあります。

また、全員面接では、事前に子供たちからアンケートをとって個別面接した場合に、いじめに至っていない友人関係のトラブルとなどの情報について、担任の先生につなげていく必要がある場合には、やはり管理職に相談の上で、この学校ではどういうシステムで組織が動くのかを先生方に問い掛けながら進めていくのが、大事なことなのかなと感じています。

【有村委員長】

ありがとうございます。分かりやすいお話しでした。

どうぞ、横井委員。

【横井委員】

ほぼ同じになってしまうかもしれないのですが、30ページの表の左上の部分ですね。社会通念上のいじめには至っていないような段階のいじめで、しかも左上の部分でいう一人の行為時点から、早く仕組みとして、検討委員会などにかけて背景を検討していくことが必要と感じます。発達の課題ですとか、家庭背景ですとかを捉えて、多面的に個を捉えていく。それで学級経営の集団への指導に生かしていくとか、個と個が集団を形成するわけですから、特徴のある子供が集団の一員になったときに、どういう可能性があるかというリスクを査定していくとか、そういった取組を外部の専門家を入れながら、仕組み化していくことが大事なのではないかなと思います。

繰り返しになりますが、左上の部分の仕組み化するところが大事であると思います。

【有村委員長】

貴重な意見、ありがとうございます。

いろいろな問題提起をしていただきましたけど、今までの話の中で、何かお気づきの点でもあればお願いいたします。

【相川委員】

大変勉強になりました。この表について、もう一つ有意義と思ったことは、保護者の方に対する説明に活用することができるということです。いじめでは、被害を受けたお子さんに対するフォローがもちろん必要なのですが、保護者が、表現が難しいですけども、やはり自分の子供がいじめられたということで、いじめの中身ではなく、いじめられたということにすごく反応される場合があると思うのです。そういうときに、まだこういう段階ですということを説明する意味でも、冷静になっていただく意味でも、こういう資料は使えるのではないかと…

私たち、いじめの相談を受けていて、他方で定義が広がったことによって、加害者とされているお子さんが、いじめの加害者とされることによって傷付いたり、あるいはその親御さんが傷付いたりすることもあるものですから。そういう意味でも、いじめという評価だけから見るのではなく、その中身を丁寧に確認した上で対応していくことが大事なのではないかと感じています。

【有村委員長】

特に保護者との関係については、「いじめ総合対策【第2次】(案)」で、いじめ防止等の対策を推進するポイントの5番目に示していますが、やはりどうしても、加害・被害の双方の保護者が、自分の子供の視点だけで見てしまう傾向があります。もちろん、保護者の立場としてはそうなるのは当然と思うのですが、非常に過剰な意識をもったり、担任の先生や学校に対して、きついクレームになってしまったりすることがありそうな気がしますけれども、この表に示されているように、うまく段階を追って保護者に説明できるようになれば、信頼関係につながりやすいと思います。この資料を基にして、先生方と保護者が話し合いをしたり、折り合いを付けたりできれば良いのではないかと、お話を伺って思ったところでございます。

どうぞ、林委員、お願いいたします。

【林委員】

私としては気になった点が3点ほどあるのでお話しします。

一つ目はポイント3についてです。他のポイントはいじめという言葉がどこかには入っているんですが、ポイント3のみ、「子供を守り通す」となっていますので、ここは何から守り通すのかが、より分かりやすい方がよいのかと思います。例えば、「いじめから守り通す」のような形が良いのかなと思いました。

次に、ポイント4に関して2点ほどあるのですけれども、ここには「子供たち」、「いじめ問題」と書いてありますが、他の箇所は「子供」となっています。あえて「子供たち」と「子供」を使い分ける必要がなければ、どちらかに統一してもいいのかなと思います。「子供自身が」と書いても、意味が通じるのであれば、「子供」と表現を合わせてもいいのかなと思います。

3点目は、「いじめ問題」と「いじめ」という表現が、様々な箇所に出てくるのですが、全体としては「いじめの解決」という言葉が多い中で、ポイント4に関しては「いじめ問題の解決」と使われていて、ポイント6にも「いじめ問題に対峙する。」と書かれています。ポイント5は「いじめの解決」となっているので、「いじめ問題」と「いじめ」、使い分けがあえて必要であれば、ある程度定義のようなものを示しておいた方がよろしいかと思えますし、ほぼ同じことを言っているというのであれば、例えば、ポイント5では「いじめの解決」とあるので、ポイント4の副題も「いじめの解決に向けて」と統一した方が良いと思いました。

【有村委員長】

そうですね。ありがとうございます。事務局の方で、調整していただきたいと思えます。今、林委員から御指摘を受けて、私の記憶にあるのは、「いじめ問題」といった場合には広く捉えようという我々の意識があったと思えます。また、「いじめ」と言うときは、その行為そのものという捉え方があったように思うのですけれども、もう一度、検討したいと思っております。

3点、貴重な御意見を頂きました。ありがとうございます。

ほかには、どうでしょうか。どうぞ。

【相川委員】

今、林委員のおっしゃったことは、本当におっしゃるとおりだと思うのですが、そのポイント3のところに関して、「子供を守り通す」というのは、何から守り通すのかという問題提起があったと思います。このページの下の方の解説を見ていると、基本的には被害児童・生徒のことを念頭に置いておられることは分かるのですが、いじめ防止対策推進法には、加害の子供の側も成長・発達していく権利があるという趣旨が含まれていると思います。先ほど坂田篤委員の方から、人間関係上のトラブルを経ていく中で、子供たちは成長していくんだというお話もあったかと思うのですが、そうすると、やはり加害児童の成長・発達権のようなことも、きちんと保障するということが、どこかに書かれているべきではないかと考えます。

【有村委員長】

坂田仰委員。どうぞ、お願いします。

【坂田（仰）委員】

今の御意見に対して反論するようで申し訳ないのですが、本来、このいじめ防止対策推進法ができたときというのは、定義を広げ過ぎていることによって、確かに本当にいじめなのかという事案まで含まれてしまい、加害の子供の成長・発達権が奪われるという問題がありますけれど、法律ができた背景は、あくまでも重大事態を想定して、そこで加害者と被害者の関係が今まで曖昧にされてきたものを、徹底していじめられている子供を守るという視点を出したというところに特徴があって、弁護士会等からは、これを、いじめを加害者・被害者に二分するのかという批判があったのですが、それをあえていじめられた側を支援し、いじめた側を指導するというふうにしきったという流れが、実際あったと思います。確かにいじめの定義が広がっていくと、またこれから広がる方向にあるようなので、非常に相川委員がおっしゃったことというのは、視点としては大事だと思うのですが、それをここに書き込むことが果たしてプラスに働くのかマイナスに働くのかということは、慎重に議論をしていく必要があるのではないかと、私は思います。

【有村委員長】

どうぞ、笠原委員。お願いします。

【笠原委員】

先生方の御意見をお聞きしていて、私がまず6項目の中で、ポイント1のそもそも「軽微ないじめを見逃さない。」で、これは意味が分かる言葉だと思うのですが、先ほど先生がおっしゃってくださったように、現場の先生方がこれを見られるわけで、現場の教員の若い、例えば、本当に先生になったばかりの先生方が御覧になったときに、本当に震撼とするとするんですね。ちょっとでも見逃してはいけないんだと。

そもそも、これが先ほど御案内にあったように、最後のページの「いじめ問題の解決の先に」というところに書かれているように、いじめはいつでも、どの学校でも、どの子にでも起こり得るというのは、非常に重要な認識です。というのは、精神発達を考えたときにいじめというのは発達の中にあり得る、正常発達の中にあり得ることであって、なぜそれがあるかという、子供たちが発達していくときに一人では怖くて、自分の力を大きくするために仲間を作るんですね。そして、仲間を作ったときに、それを弱める力であるものを排除したいんですね。例えば、単純な構図で、転校生が来たときに、訳が分からないんだと、それを排除しておいた方が自分たちの結束が深まるので、力が弱まらないと判断すると排除、つまり、いじめるわけですね。だけど、排除した先に、その子が、例えばサッカーがすごくできるというのが分かると、「仲間に入って。」ということになったりして、軽微ないじめ、例えば仲間外れというものが、小学校2年生では幾らでもあることだと私も思うのですが、それを見たときに、そこからどれだけ大変なことが起こり得るかということを知ってこの提言がある、このポイント1があると思います。ですので、その軽微ないじめを見逃さないという背景に、実はいじめはどこにでもあるんですという前提がきちんと含まれていないといけません。いじめはいけないことです。しかし、いじめがあるのは事実なんですね。そこをどうにかして何か概念として若い先生方に伝えるようにするにはどうしたら良いか。最後の1ページが実はすごく重たい1ページだと思うので、そういうところに何か、重点を置いていただき、伝えていただけるような、ポイント1であるといいなと思いました。

それから、今、坂田仰先生のお話を聞いて、そうなのかといろいろ考えたのですが、私も、加害者側の治療に当たる立場でもございます。

加害者の問題というのは、すごくいろいろございまして、例えば、本当に先ほど申し上げましたように、被害者に発達障害がある場合があったり、加害者に発達障害がある場合があったり、様々です。それから

もっと大きく考えると、重大なケースの加害者というのは、加害者が被害者である可能性もあります。それは、例えば被虐待児であるとか、そういう問題ですね。ここにそういう言葉が記載されることが適切かどうかは分からないのですが、そういうことが背景にあるということ、先生方に知ってもらうことも必要ではないかと感じます。この「総合対策」にも、加害者に対する心理的なケアなどの必要性は書かれているとは思いますが、いじめは許されないことは当然ですが、加害者側に心理的要素が潜んでいることも示せると良いと感じた次第です。

【有村委員長】

例えば、今、皆さんお開きの5ページの下のところの枠に、ダイヤの印の三つ目に、加害の行為の人権を欠く言動であった場合などという加害の子供への言及がここにされているんですね。これは、やはり、今、笠原委員から御指摘があったように、これまでの第1期の委員会の中でも、例えば発達障害のある子供など、場合によっては加害者になっていることが自分でなかなか認知できない、あるいは被害に遭っている子供も自分で認知できないことがあるのではないかという議論をしてきました。そういう子供に対して、教員はどのように対応するのが良いのかと。やはり、教員が一人一人の子供の状況について、きめ細かに見ていく必要があるのではないかという指摘があって、この一文が追加されたように思います。六つのポイントを我々として挙げたけれども、注意書きのような形で、様々な背景があるということ、指摘しておくということであったように思います。

確かに、法律の第4条には、「児童等は、いじめを行ってはならない。」と書いてあって、いじめの行為自体は、これは許されることではないけれども、事実としていじめはあり得るということ、をどういうふうにか考えるのかという、考え方の問題はあるんですね。そうした点について、先ほど坂田仰委員が、法律の趣旨をどのように認識するかとお話をされていましたが、そうした理解を深めることが必要であると思います。

小寺主任、お願いします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

今、様々に御指摘いただいている、いわゆる加害の子供への捉え方、これは私ども、この第2次の「総合対策」の中にも、いろいろな箇所に入った視点を入れていると考えています。例えば、52ページをお開きいただけますでしょうか。「重大事態につながらないようにするための対応」ということで、早期対応の中に位置付けている取組でございます。52ページのイは「加害の子供に対する組織的、計画的な指導及び観察」となっておりますが、真ん中には「また、加害の子供の保護者と連携して、家庭での指導を依頼する。」とか、「保護者が自分の子供の指導に悩んだり、指導する方が困難になったりしている場合などには、保護者に対してカウンセラーやソーシャルワーカー等が心理的な面や福祉的な面からの指導を行う。」などと書かれております。

また、暴力を伴わない言動や重大さの低い行為に対しては、必ずしもいじめの加害者というレッテルを貼らずに指導することも大事であるということから、先ほどの30ページにも一覧表にしていますが、特に吹き出しの形で示している対応例は、事案ごとに、いじめは一律に被害と加害に分けられるものではないという視点に立って例示しているということ、御理解いただければと思っています。以上でございます。

【有村委員長】

今、補足の説明いただきました。ありがとうございます。

皆さん、初めて御覧になった部分もあると思いますが、時間も来ておりますので、この「いじめ総合対策【第2次】(案)」についての議論は、終わりにさせていただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

【藤平委員長職務代理者】

すみません。1点、気になったことがあるのですが、この第2次(案)の目次を拝見しますと、第2章が「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」という順番で並んでいます。どこが急務かということ、いじめ防止対策推進法の第8条に学校及び学校の教職員の責務というのがありまして、「学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに…」となっていることから、まず学校は、いじめを防止することが第一に必要とされています。それでも、集団生活ですから、多少のトラブルがあったときには早期に発見をして早期に対応するという流れで、それでも残念ながら重大事態に至ってしまった場合に、適切かつ迅速に対処しなければならないという三層構造になっているのだと思います。

御存知だと思うのですが、法律の条文というのは、順番が先に出ていることの方が優先順位が高いと考

えると、第2章の順番が良いと思います。しかし、第1章のポイントのところだけ拝見しますと、ポイント1というのは「軽微ないじめも見逃さない」となっていて、これは「未然防止」ではなくて、「早期発見」に当たる内容になっていると思います。ポイント2は、「教員一人で抱え込まず…」となっているので、「早期対応」に当たり、ポイント3の「相談しやすい環境」も、どちらかというところ「早期対応」の取組になっています。また、ポイント4の「子供たち自身が、考え行動できるようにする。」は、「未然防止」のことで、ポイント5の「保護者の理解と協力を得て…」というのは、「未然防止」と「早期対応」の両方の視点で書かれていると思います。そう考えたときに全体の構想として、学校の教職員が行うべきことは何かを明確に示すためには、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」という順番どおりに記載することが必要だと思うのです。

なぜかというところ、全国の自治体では「いじめ防止基本方針」が、各学校では「学校いじめ防止基本方針」を作ることが義務付けられたときに、北海道から沖縄までの地域から抽出した基本方針を拝見させていただいたことがありました。そうすると、初めに「未然防止」の取組が記述されていなくて、「早期対応」から記述されている状況や、最後にたった一文のみ「未然防止」の取組が記述されているといった状況が見られました。順番どおり書いてあったとしても、「未然防止」が全体の約1割、全体の約7割が「早期対応」そして、全体の2割ぐらいに「重大事態への対処」のことが記述されているという傾向でした。つまり、そのような記述をされている学校に対しては、いじめが起きてから対応すればいいのかと読み取れてしまうのです。もちろんいじめが起きてから、迅速に対応するというところが強く求められているのは確かですが…。「未然防止」の取組については、授業や特別活動を通じて行ってはいると思うのですが、先生方の多くは、いじめをなくすために授業を行っているわけではないという意識があると思います。日常的な教育課程を適切に行うと、結果的には学級の雰囲気良くなり、勉強も分かりやすくなり、そのことにより、結果的にいじめが起りにくくなる。このような図式を示すことによって、先生方の意識が「未然防止」に向かうことになるのではないかと思います。いじめの数が減ることは、もちろん大切ですが、いじめがゼロになったからといって、「いつかいじめられるのではないかと」ビクビクしている子供がいたら、それは魅力ある学校とはいえないと思います。そうしたことから、ポイントの順番については、検討した方がよいのではないかと感じました。

【有村委員長】

率直な御意見をありがとうございます。今の藤平副委員長の話を聞きながら思ったんですけど、例えば、「いじめ総合対策【第2次】(案)」の79ページに「学校対策委員会を核とした取組」というのがあります。学校には、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、そして「重大事態への対処」の順で、藤平委員の御指摘のように、取組例を示しているわけです。学校の先生方は、この中身から言うと、やはり「未然防止」が第一であるという認識はもっているのではないかと思います。そのために、そこにも書いてあるように、安心して生活できる学級づくりがまず大前提ですというのが、この「いじめ総合対策【第2次】」の考え方だと思うんですね。大切な指摘を頂きましたので、事務局に検討していただけるとありがたいと思っています。

よろしいでしょうか。まだ議論を続けたいところですが、この「第2次(案)」については、以上で終わりたいと思います。

【事務局(小寺主任指導主事(生徒指導担当))】

様々御意見頂きまして、本当にありがとうございました。

この「第2次(案)」は、第1期の委員会からの答申を踏まえて、11月24日に教育委員会において策定されましたので、若干の表記等の修正は行わせて頂きたいと思っておりますが、大きく構成等を変更することは考えておりません。皆様方には、次期の中間答申でこの内容を更に充実させるための方策として、答申を頂きたいと存じております。

なお、このポイントの順番については、教育委員会では、まずポイント1が教師一人一人の問題、ポイント2は「学校いじめ対策委員会」という組織の問題、ポイント3・4は学校全体の取組の問題、ポイント5は学校の外である保護者の問題、そして6は社会全体の問題というように、視点の広がりから、順番を定めておりますので、今回はこのような順序で策定していく予定であることを御理解を頂ければ幸いです。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、補足説明いただいたところです。

皆さんから頂いた貴重な意見を踏まえて、この委員会の審議を進めてまいりたいと思っております。
それでは、第3の審議に入ります。ここからは非公開の事案になりますので、報道の方は御退席をお願いしたいと思います。

(報道関係者退席)